

## 大学公認団体の学外における課外活動の再開に伴う 新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止のためのガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを適切に行いつつ、健全な課外活動を再開することを目的とし策定しました。

課外活動の再開にあたっては、ガイドラインを遵守することが前提となりますので、すべての記載内容を必ず確認するようにしてください。また、部内でガイドラインを共有し、部員全体が理解した上で活動するようにしてください。

別添の誓約書の提出による許可制ですので、少なくとも1週間以上前に届け出てください。

### 【ポイント1】事前準備をしっかりと行う

- 常に指導者の管理のもとで活動を行うことができるか確認を行う。
- 本ガイドライン及び所属する連盟等が策定した感染防止ガイドラインの記載内容を十分に確認し、部全体で共通認識を持つ。
- 感染対策責任者を設置し、連絡系統を明確化する。
- 感染防止策を踏まえた活動計画を策定した上で活動を再開する。

### 【ポイント2】新型コロナウイルスの接触感染を避ける

- 手を洗う・アルコール消毒をする。
- 手を洗う前に顔(目・鼻・口・髪)を触らない。
- 活動に際して原則として共有物(練習用具等)を作らないようにする(共有した場合は、よく消毒し、手洗いをする)。
- 原則として、部員間での用具等の貸し借り・共有を避ける。

### 【ポイント3】新型コロナウイルスの飛沫感染を避ける

- 活動中も含め、マスクの着用を前提とする(ただし、息が上がる運動中は、周囲との間隔を2m空けた上でマスクを外すこと)。
- 分散し、可能な限り接触を避ける(マスクをして最低1m)。
- 活動に際して原則として共有物(練習用具等)を作らないようにする(共有した場合は、よく消毒し、手洗いをする)。
- 原則として、部員間での用具等の貸し借り・共有を避ける。

**【ポイント4】体調不良の場合は、迷わず活動に参加しない**

- 活動に行く前(毎回)に必ず体温測定、体調チェックをする
- 体調不良(平熱を超える熱、風邪の症状、倦怠感、下痢など)の場合は、各団体の指導者へ連絡の上、活動を休む(同居者が体調不良の場合も同様)。
- 強い症状、体調不良が続く場合は、かかりつけ医・近医に電話連絡し、受診する。

**【再確認】活動前と活動後は必ず手洗い・アルコール消毒をする**

## ○活動再開に際しての遵守事項

活動再開に際して、感染リスク軽減のため、下記の事項を全て遵守してください。  
各事項に反する行為が確認された場合、活動を禁止することがあります。

### 【活動再開にあたって】

1. 常に課外活動団体の指導者の管理のもとで活動を行う。指導者の管理下でのみ活動を実施し、指導者が管理できない場合は、活動しない。
2. 公式戦が直近に予定されている場合、イベント実施等のため活動再開の必要性が高いと団体が判断する場合に限り活動を再開する。
3. 学生本人の意思を尊重した上で活動を行う。参加することを強制したり、あるいは参加しないことによって、不利益を被ることのないようにする。
4. 別途、所属している連盟が活動再開に向けた感染防止策等のガイドラインを策定している場合、定められた事項に従い適切に行動する。特に、「接触が想定される競技」の団体は各競技団体が提示しているガイドラインのフェーズに応じた活動計画を明確にする。
5. 再開が認められた場合、1日の活動時間は準備から退去まで2時間以内(万が一の場合、2時間を超えると濃厚接触者に該当する可能性が高まるため)とする。  
※活動時間は9時から20時以内を基本とするが、外部施設を利用するにあたり、それに当てはまらない場合は学生課に相談をする。  
※合宿等の宿泊を伴う活動は、禁止とする。ただし大会が遠方で開催される等の場合は学生課に相談をする。
6. 活動を再開する場合は、「大会参加申請書」または、「イベント等実施申請書」を学生課に提出し、許可を得た場合に限り参加を認める。

### 【活動参加の条件】

1. 活動参加にあたり、本人の希望と保護者の同意を得る。本人の同意に関する確認方法については、本人及び保護者の連名による同意書の提出をもって、活動参加を認めるようにする。また、活動に参加をしないことによって、不利益を被ることがない旨を事前に説明をする。

## 【活動前の準備】

1. 有事に活動を休止するなど、緊急時に迅速に対応できる体制を明確化するため、感染対策責任者を設置の上、緊急連絡網を作成する。
2. 健康状態(朝夕 1 日 2 回の検温の実施)及び、行動の記録(最低でも過去 2 週間まで遡れる行動の記録)を取り、感染対策責任者において部内のとりまとめを行う。また、大学側からの提出が要請された際に、直ちに提出できるようにする。
3. 既往歴や服用薬の申告書を提出し、感染対策責任者において部内のとりまとめを行う。また、大学側からの提出が要請された際に、直ちに提出できるようにする。
4. 活動再開にあたっては、感染予防だけでなく、ケガの予防の観点からも「段階的」であることが極めて重要である。許容される練習参加人数や練習内容、次の段階への移行に要する期間等について各団体に設定し、感染防止策を踏まえた活動計画を策定した上で活動する。
5. 新型コロナウイルス感染症に関する情報(特徴や危険性、有効な感染防止策)を部内で共有し、認識を統一する。

## 【活動前】

1. 必ず朝自宅で検温を行い、発熱(平熱より 0.5 度以上高い、平熱が不明の場合 37.0 度以上)が確認された場合は、活動に参加せず自宅待機とし、毎日体温を測定して記録する。また、同居者が体調不良時も同様に自宅待機とする。
  - ・自身の体調が思わしくない場合。(同居者が体調不良の場合も含む )
    - 風邪のような症状(咳、のどの痛み)がある。
    - だるさ(倦怠感)がある。
    - 吐き気や嘔吐、下痢をしている。
    - 息苦しさ(呼吸困難)がある。
    - においや味がいつもと違う症状(嗅覚や味覚の異常)がある。
  - ・PCR 検査で陽性の者、または検査結果待ちの者、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触の疑いがある者。
  - ・親族や知人など身近に新型コロナウイルス感染の疑いがある者。
2. 発熱が確認できない場合でも、下記の事項に一つでも当てはまる場合は、活動に参加せず自宅待機する。

- ・過去 14 日以内に外務省から渡航中止勧告等を受けている国、地域へ渡航した者、または当該地域在住者との接触がある者。

## 【活動時、活動場所までの移動時】

### 1. 基本的な感染防止策を徹底する。

#### (1) 身体的距離の確保

- ・可能限り、対人距離はマスクを着用して最低 1m 空ける。
- ・会話する際は、可能な限り真正面を避け、大声を避ける。

#### (2) マスクの着用

- ・活動中も含め、可能な限りマスクを着用する。ただし、熱中症を避けるため、息が上がる運動中は、周囲との間隔を 2m 空けた上でマスクを外す(ランニング用マスクは着用可)。

#### (3) 手洗いなどの手指衛生

- ・流水と石鹸による手洗い、アルコール消毒を徹底する。
- ・部で共有している用具等の不特定多数で触れるものは、使用ごとに消毒する。
- ・可能な限り個人で所有している用具等を使用し、貸し借りなど共用をしない。

### 2. 「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避を徹底する。

#### (1) 基本的対策

- ・クラスター発生防止のための行動(室内に長時間いる場合の換気、近距離での会話や大声での発声を控える等)を徹底する。
- ・ソーシャルディスタンスを念頭に入れた行動(人と距離を置いて座る、接触を避ける等)を徹底する。
- ・屋内で活動する場合は、密閉空間とならないよう、ドアや窓を開放し、換気システムを起動することで常に換気する。
- ・活動の性質上、活動中にドアや窓を開放して換気をすることができない場合についても、最低でも 1 時間に 10 分以上の換気を行う。

#### (2) 活動時間の制限

- ・必要最小限の時間で活動する。活動目的以外のことは行わず、活動後は会食など寄り道をせずに速やかに帰宅する。

### (3)活動人数の制限

- ・必要最小限の人数で活動し、活動場所の広さや環境に応じて、参加人数を制限する。
- ・少人数のグループに分けて活動するなどの工夫をする。

## 3. 自宅と活動場所との往復経路における移動に関する感染防止策を徹底する。

### (1)公共交通機関の利用時

- ・マスクを着用等の感染防止策を徹底する。
- ・可能な限りピーク時を避け、利用者の少ない時間帯に乗車する。
- ・移動時は団体行動を避け、可能な限り一人で移動する。
- ・練習時間設定の際に混雑時を避ける配慮をする
- ・公共交通機関を利用しない方法(自転車、徒歩等)を積極的に活用する。
- ・乗車中は、私語を控え、不用意に物に触れない。

### (2)活動場所との往復経路において

- ・マスクを着用等の感染防止策を徹底する。
- ・移動時は団体行動を避け、可能な限り一人で移動する。
- ・可能な限り対人距離を保ってください(マスクを着用し最低 1m 以上)。

## 【学外施設を利用する場合】

1. 学外施設を利用する場合、施設の利用規則及び感染防止ガイドライン等に従い、適切に利用する。

## 【スポーツ活動を行う場合】

1. スポーツ活動中は下記の事項を徹底した上で活動する。

### (1)十分な距離の確保

- ・スポーツの種類に関わらず、対人距離を可能な限り 2m 以上確保する。

### (2)位置取り

- ・前の人の呼気の影響を避けるため、可能な限り前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りする。

### (3)その他

- ・スポーツ活動中に唾や痰を吐くことは厳禁。
- ・練習用具等の不特定多数で触れるものは、使用ごとに消毒をする。

- ・トレーニングで使用した用具等の備品は活動後に消毒をする。
  - ・トレーニング中に出たゴミは、密封した状態で処分するか、各自で持ち帰る。
  - ・密な状況を避けるため、ミーティングや説明をする際は、マスクを着用し対人距離を 1m（マスク着用なしでは 2m）以上確保する。
- 
- ・水分補給を行う際にはボトルなどの回し飲みはしない。また、周囲の人となるべく距離を取り、対面を避け、会話は控える。
  - ・握手やハイタッチは行わない。
  - ・トレーニング中に必要以上に大きな声を出さない。
  - ・指導者やベンチに座る者はマスクを着用する。
  - ・氷嚢等のアイシング用具も各自で準備し、極力共有しない。
  - ・タオルの共用はしない。
  - ・負傷者の対応時はラテックスグローブ等を使用し、直接触れないようにする。
  - ・トレーニング終了後は流水と石鹸による手洗い、アルコール消毒をする。

## 【その他】

1. オンラインで代替可能な活動はオンライン上で行う。ミーティングについては、参加人数に関わらず原則としてオンライン上で行う。
2. 活動中の食事は可能な限り避ける。やむを得ず食事をとる場合は、対面を避け、人との距離を置き、会話を控える。また、食事前と食事後に必ず流水と石鹸による手洗い、アルコール消毒をする。
3. 対面での飲食を伴う懇親会・交流会等、接触感染や飛沫感染のリスクの高い活動は、引き続き禁止とする。また、活動終了後の部員同士による懇親会・交流会等も禁止とする。
4. 大学構内への入構が制限されている間は、学内施設の利用はできない。ただし部室に荷物を取りに来る等一時的な入構については、「入構禁止期間における大学内への一時入構申請書」を学生課へ提出し、許可をされた団体のみ 30 分以内の入構を認める。また、学外施設を利用した場合、次年度の基本援助金において施設利用料の補填を予定しているので、施設利用に係る領収書等を必ず保管しておくこと。

## 【新型コロナウイルス罹患者および濃厚接触者が発生した場合】

必ず下記窓口へ報告する。

<報告内容>

1. 氏名 2. 学籍番号 3. 所属 4. 連絡先(携帯番号) など

※折返し保健管理センターより連絡があります。

<報告先>

学生コロナ報告窓口 Email アドレス : [gakusei-covid19@kanagawa-u.ac.jp](mailto:gakusei-covid19@kanagawa-u.ac.jp)

## 【発熱、風邪症状、その他体調不良者が出た場合】

- (1) 体調不良の学生は活動に参加させない。
- (2) 活動開始後に体調不良者が発生した場合は、活動を中止し、速やかに帰宅させる。  
また、体調不良者自身は、最寄りの医療機関に電話連絡し、外来受診する。
- (3) 体調不良で参加できない場合、同居者が体調不良の場合、大学のマニュアルに従う  
(解熱剤・風邪薬を使用せず、発熱、せき、だるさ、下痢などの自覚症状がまったくなくなった状態が 48 時間以上続いたときに参加する)。
- (4) 各キャンパス学生課へすみやかに報告する。

<報告先>

学生生活支援部 学 生 課 Email アドレス : [kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp)

平塚学生課 Email アドレス : [kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp)

以上

## 感染対策チェックリスト

### 【活動前】

- 自身の体温測定・体調チェックをしたか
- 発熱、体調不良（風邪症状、倦怠感など）はないか  
➡あれば迷わず活動を休み、感染対策責任者に連絡を行う。
- 同居者に体調不良者はいないか  
➡いた場合、迷わず活動を休み、感染対策責任者に連絡を行う。

### 【移動時】

- マスクを着用したか
- 公共の乗り物では、私語を控え、不用意に物に触れないようにしているか
- 可能な限り対人距離を確保しているか（マスクを着用し最低 1m）

### 【活動開始前】

- 流水と石鹼による手洗い・アルコール消毒をしたか
- 体調不良はないかチェックしたか  
➡体調不良があれば、速やかに自宅に戻り療養する  
症状が重ければ最寄りの医療機関に電話連絡し、外来受診する
- マスクを着用したか  
➡息が上がる運動中はマスクを外す
- 指導者の管理下で活動を行うことができるか

### 【活動中】

- 対人距離を可能な限り確保しているか
- 屋内で活動する場合、換気がなされているか
- 物品（用具等）の貸し借りをしない（共用物を作らない）ようにしているか  
➡やむを得ず物品（用具等）を共有している場合、使用ごとに消毒しているか
- 不要な会話・接触をしないようにしているか
- 活動人数が適切か（活動場所が密な空間になっていないか）

### 【帰宅時】

- 寄り道をせずに速やかに帰宅しているか
- 帰宅後は、すぐに流水と石鹼による手洗い・アルコール消毒を行っているか